

運営規程の記載例

運営規程の記載例	留意事項等
その他運営規程に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所) 第〇〇条 事業所は地域生活支援拠点等(法第 77 条第4項に規定する地域生活支援拠点をいう。以下同じ)として以下の機能を担う。 (1)相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能 (2)緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能 (3)体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助や日中活動系サービス等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能 (4)専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能 (5)地域の体制づくり 地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能	(1)から(3)の機能についての記載は例示であり、各事業所の実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。 (4)(5)は、拠点に参加いただく全ての事業所が対象となります。